豊後大野市行財政改革指針

~持続可能なまちづくりに向けた行財政運営を目指して~

令和2年3月 豊後大野市

豊後大野市行財政改革指針 目次

1	<u>はじめに</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2	行財政改革の基本的な方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(1) 位置付け
	(2) 策定の趣旨
	(3) 基本理念
3	行財政改革推進のための3つの基本的な視点と推進項目 ・・・・・・・3
	(1) 庁内の人づくり・組織づくり
	(2) 健全な行財政運営と財政基盤の強化
	(3) 社会インフラの老朽化等への適切な対応
4	行財政改革の取組等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
	(1) 「行財政規律の確保」に向けた職員個々の共通原則の設定
	(2) 行財政改革の進め方
<u>O</u>	<u>参考資料及び用語解説</u> ・・・・・・・・・・・・・・・8
	☆参考資料・・本市の財政、人口、職員数等の現状や見通し等について、
	データを掲載しています。 (9ページ以降)
	☆用語解説・・指針の本文において「※」を付してある用語の意味や内容
	等を説明しています。 (19ページ以降)

1 はじめに

豊後大野市では「行政改革大綱*」及び「行政改革集中改革プラン*」を策定し、第2次総合計画*に掲げる将来像「人も自然もシアワセなまち」の実現に向け、行政改革大綱の計画期間に見込まれていた歳入減(主に地方交付税の合併算定替特例*の終了に伴う歳入減)への対応策を重点に取り組むとともに、安定的な市政運営と財政運営の基本となる持続可能な行財政基盤の確立を目指した行財政改革の取組を進めてきました。

一方で、市政を取り巻く内外の環境は、人口減少や少子高齢化が進むとともに、財政収支の不均衡が顕在化しはじめ、さらに公共施設等の老朽化、子育てや福祉分野の政策推進に伴う事業費の増加など、第3期行政改革集中改革プランの取組を始めた平成27年度と比較しても、より一層厳しさを増しています。

その中で、今後の市政運営においては、早期の財政収支の均衡、すなわち歳入規模に見合った歳出構造への転換を図り、持続可能な行財政基盤の確立を図ることが喫緊の課題であり、これらの取組の遅延は、現役世代の市民の生活に大きな影響を及ぼすだけでなく、将来世代へ重い負担を転嫁することにもつながります。

こうした認識の下で、これからの行財政改革の取組は、これまでの行政改革大綱の基本的な考え方を継承しつつ、この間に新たに生じた環境変化と解決すべき課題を踏まえ、本指針の推進期間内に「財政収支バランスのとれた財政運営」を目指し、解決すべき課題に取り組むことといたします。

具体的には、「まちの将来像」や「市民生活の在り方」を市民と共に考えながら、教育・福祉・子育て支援を始めとした市民生活を支える基礎的な行政サービスを継続的・安定的に提供していく一方で、それらに必要な行財政資源を確保するために、行政内部における業務執行の効率化や、課局を超えた組織横断的な連携体制づくりに努めるとともに、「事業の選択と集中」などによる財政収支バランスのとれた健全な財政運営を推進していきます。

行財政改革の推進は、本市の将来像の実現のために必要な取組です。次世代を担う子ども たちに健全な行財政運営を引き継ぐためにも、経営的な視点にたった行財政改革の推進を図 ります。

2 行財政改革の基本的な方針

(1) 位置付け

第2次豊後大野市総合計画は、市民や事業者、各団体、そして行政がそれぞれの役割を果たし、互いに力を合わせて魅力ある「まちづくり」を目指すための計画であります。 この総合計画に掲げる将来像「人も自然もシアワセなまち」の実現を行財政運営面から支え、効率的に実現していくための推進役として行財政改革指針を位置付けます。

また、本指針の推進期間は、総合計画との整合を図る観点から、令和2年度から7年度 までの6年間とします。

(2) 策定の趣旨

自治体行政を取り巻く情勢は、人口減少、少子・高齢化の進展、公共施設等の老朽化などへの対応の必要性が更に高まることが予想されます。

当市には、基礎自治体として絶えず変化する社会経済情勢に柔軟に対応し、将来にわたって地域の特性と市民ニーズに即した質の高い行政サービスを提供し続けることが求められており、将来世代へいかなる難局にも対応できる自治体を継承する責任があります。

そのためには、これまで以上に行財政資源(職員・資産・資金)の最適化を図りながら、変化する行政需要に迅速かつ柔軟に対応できるよう、将来に向けた価値ある投資を可能にする安定した行財政基盤を確立する必要があります。

限られた行財政資源を効果的に行政活動に活かし、市政運営の方向性を定めた「第2次豊後大野市総合計画」に掲げた様々な施策への取組を下支えし、本市の将来像である「人も自然もシアワセなまち」の実現を目指します。

(3) 基本理念

これまでの「削減」の改革により行財政資源が限られる中、さらには、合併後15年が経過し、「市民」「まち」「行政」が成熟する中においては、「量の改革」から「質の改革」へ、「単独・縦割りの改革」から「横断的な改革」へと行財政改革の重心をシフトしながら、行政サービスの生産性向上に取り組みます。

また、中長期的な視点に立った財政見通しのもと、限られた行財政資源の有効活用を 図りながら「事業の選択と集中」などにより、財政収支バランスのとれた健全な財政運 営が推進できるよう、次のとおり基本理念を掲げ、次世代に持続可能な財政基盤を継承 します。

~持続可能なまちづくりに向けた行財政運営をめざして~

3 行財政改革推進のための3つの基本的な視点と推進項目

視点1

庁内の人づくり・組織づくり

人口減少・少子高齢社会の進行や高度化かつ多様化する市民ニーズに対応するため、市 民・地域・組織にとって価値のある職員を育成するとともに、総合計画に位置付けた施策・ 事業を効果的に推進する組織機構の構築に引き続き取り組みます。

また、急速に発展を続けるICT*の役割は今後も高まるものと考えられることから、ICTの活用による事務事業の効率化を推進するとともに、IoT*やAI*、RPA*などの新しい技術の活用も視野に入れながら、効果的な公共サービスの提供を推進します。

<推進項目>

① 業務改善の推進

職員が日常業務として行うすべての行為を対象に、業務の無駄や非効率な点を洗い出し、事務効率や職員意識の向上・経費削減に努めます。

② 人材の育成と活用

これまでの政策立案や法令研修等の各種研修に加え、「行政のプロ」となる人材の育成を目指した研修を実施し、行政サービスの生産性の向上に向け、人事評価と連動させながら、職員個々の意識改革・能力開発を進めます。

③ 定員管理の適正化

会計年度任用職員制度*の導入や定年延長などにより、職員定数管理の変革の時期を迎えています。新規事業または事業の収束、国や県からの権限移譲、財政負担などを考慮しながら、適正な定員管理に努めます。

④ ワーク・ライフ・バランスの充実

職員が職務に精励できるよう、より一層の健康管理に努め、不調者を出さないための 取組を進めます。

また、ICTの利活用による事務事業の効率化を推進するとともに、柔軟で多様な働き方の推進による職員のワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の充実を図ります。

⑤ コンプライアンス*の推進

不祥事の未然防止や住民等とのトラブルなどのリスク (危機) 回避に向け、法令遵守 や情報セキュリティ対策などの徹底を推進し、コンプライアンス意識の向上を図ります。

視点2

健全な財政運営と財政基盤の強化

行政サービスの安定的な提供と政策課題解決のため、市税収入等の独自財源や国県支出金等の有利な財源確保に努める一方で、各種財政指標に注視しながら、歳入規模に見合った歳出への転換を図ることで健全な財政運営を進めます。

また、将来世代に負担を残さない秩序ある財政規律を確保し、持続的な行政運営が可能な財政基盤の強化を図ります。

<推進項目>

① 事務事業の見直し

事務事業評価システム (PDCAサイクル**) を活用し、総合計画をベースとした、事務事業における達成目標の定量化と効果の把握、それを基礎とした必要性等の評価を事業担当課長が行うことにより、翌年度の施策内容や予算要求への反映に努めます。

また、課単位などで予算に上限額を設ける枠配分方式や、シーリング方式の活用など 事業担当課による事業のマネジメントを促進します。

② 総人件費の抑制

組織のスリム化や、再任用職員等の配置を考慮した職員数の適正化などにより、総人件費の抑制を図ります。

③ 税負担の適正化と徴収強化

課税客体の適正把握と、公平かつ適正な課税に努めるとともに、徴収率の向上を図ります。

④ 自主財源確保に向けた取組の推進

市税以外の債権も含めた債権管理*の手法を検討し、歳入確保を図ります。 また、ふるさと応援寄附金の拡充や不用財産の処分、有料広告の拡大など自主財源の 確保に向けた取組を進めます。

⑤ 未利用地等の利活用の推進

普通財産における未利用地等は、利活用方針の明確化や売却に必要な条件整備を図り、 売却や貸付けなどを進めます。

⑥ 基金管理の推進

基金管理について、定期預金による運用だけでなく国債や公募債など利回りの高い債券による資金運用を推進します。また、基金を活用した事業実施などが見込まれない基金については、統合・廃止等の取組を進めます。

⑦ 市債*の適正管理

将来の世代に過度な負担を残さないよう配慮しつつ、今後の公共施設等の適正化や世代間の負担の公平性などを鑑みて、市債の発行による予算の平準化を図ります。

また、交付税措置率の高い起債の活用や、事業に応じた償還期間の設定、減債基金[※]繰入金の充当、繰上償還[※]の検討等により、実質的な市債残高の抑制を図ります。

⑧ 特別会計の経営健全化

特別会計の設置目的や独立採算制の原則に鑑み、その経営の健全化の取組を進めます。

⑨ 補助金・負担金の適正化

補助金・負担金については、社会情勢や市民ニーズの変化、公益性・公平性の観点などから必要性を検証しながら、定期的に見直すことで適正化を進めます。

⑩ 受益者負担*の適正化

施設の使用料や行政サービスの手数料等の定期的な検証を行い、受益者負担の適正化を進めます。

視点3

社会インフラの老朽化等への適切な対応

老朽化する公共施設等の社会インフラ等については、持続可能な行政サービスの提供や 市民ニーズへの的確な対応、財政の中長期的な展望を踏まえた上で、施設等の長寿命化** や維持更新、統廃合等に向けた検討を進めます。

また、公共施設の管理運営については、アウトソーシング*等の民間委託の推進、指定 管理者制度*の活用など、民間活力の効果的な活用を検討します。

<推進項目>

① 公共施設の適正な配置

将来にわたって適正な市民サービスを提供するため、長期的な視点を持って、市の保有する公共施設の統廃合による適正配置や、長寿命化を計画的に行うことで、利用者の安全・安心を確保するとともに、財政負担の軽減と年度ごとの平準化に取り組みます。

② 適切なアウトソーシングの推進

公共施設の実態や今後のあり方を検討する中で、多様化する市民ニーズに、より効果的・効率的に対応できるものについては、引き続き指定管理者制度の導入を進めるとともに、民間活力・民間資金の活用の可能性について検討するなど、行政と民間の果たすべき役割の観点から、適切なアウトソーシングを進めます。

4 行財政改革の取組等

(1) 「行財政規律の確保」に向けた職員個々の共通原則の設定

① 行政内部のスリム化から、行政内部の質の向上へのシフト

単なる削減・節減を追求するだけではなく、人材や財源、情報などの経営資源の投入方法を再考し、質の向上に取り組みます。

② 単独・縦割りの改革・行政サービスから、横断的な改革・行政サービスへのシフト 各課の単独ではなく、他課の施策等との連携や補完などにより、施策横断の政策間連携を図りながら、改革や行政サービスの提供に取り組みます。

単一自治体だけの視点でなく、他自治体も含めた線的・面的な広域連携を図りながら、 改革や行政サービスの提供に取り組みます。

③ 受動的な改革から、能動的・自律的な改革へのシフト

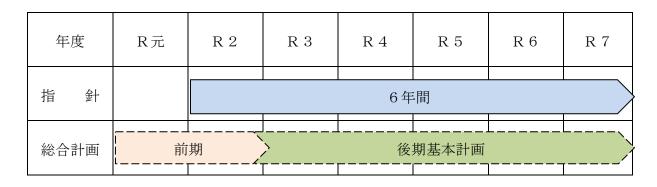
前例に捉われず、施策の趣旨や法令根拠などの根本に立ち返り、時代背景を踏まえた能動的な改革・改善に取り組みます。

予算編成などに際し、管理職のリーダーシップの下、組織ごとの課題を見つめ直し、 全職員が率先して自律的な改革・改善に取り組みます。

(2) 行財政改革の進め方

① 推進期間

本指針の推進期間は、総合計画と整合を図る観点から、令和2年度から7年度までの6年間とします。



② 実施計画の策定等

具体的な取組を内容とする実施計画(総合計画>後期基本計画>実施計画と整合)を 定め、設定が可能な項目については数値目標を設定し、効果的、効率的に取組を推進し ていきます。

また、実施計画については年度毎に進捗や数値目標を管理し、事業内容に応じて随時見直しを行います。

③ 実施計画の進捗管理

計画等の進捗管理については、毎年度、豊後大野市行政改革推進本部等において報告し、進捗管理に努めるとともに全庁的な取組を進めます。

また、ホームページ等により広く市民へ情報提供を行います。

参考資料及び用語解説

参考資料

1. 財政の推移

◇収支の状況 【フロー】

人 項	年度	Н17	H18	Н19	Н20	Н21	Н22	Н23
	市税	2, 965	2, 954	3, 303	3, 256	3, 161	3, 090	3, 121
	地方交付税	12, 221	12, 127	12, 138	12, 495	12, 712	13, 244	13, 349
	うち普通交付税	11, 119	11, 097	11, 154	11, 541	11, 728	12, 224	12, 322
歳	一般財源計	16, 457	16, 472	16, 498	16, 746	16, 826	17, 285	17, 379
	国庫支出金	3, 142	2, 640	2, 208	2, 343	5, 316	5, 460	4, 641
-	県支出金	2, 971	3, 169	2, 243	3, 304	1, 683	2, 550	2, 036
入	繰入金	208	567	189	305	43	92	141
	市債	4, 030	3, 524	3, 115	2, 940	2, 039	2, 727	3, 423
	うち臨時財政対策債	943	841	763	715	1, 110	800	800
	歳入合計 (A)	29, 530	28, 986	27, 070	28, 259	28, 558	30, 525	30, 738
	人件費	6, 474	6, 190	6, 192	6, 036	5, 910	5, 831	5, 746
	扶助費	2, 344	2, 416	2, 567	2, 647	2, 914	3, 354	3, 425
	公債費	5, 227	5, 091	5, 110	5, 019	4, 844	4, 828	4, 199
歳	義務的経費	14, 045	13, 697	13, 869	13, 702	13, 668	14, 013	13, 370
	物件費	2, 730	2, 832	2, 352	2, 231	2, 439	2, 619	2, 476
出	補助費等	1, 437	1, 592	1, 527	2, 042	2, 434	1, 728	1, 629
	繰出金	2, 021	2, 100	2, 129	2, 232	2, 388	2, 309	2, 786
	投資的経費	6, 955	5, 281	3, 378	4, 491	4, 238	5, 613	7, 868
	歳出合計 (B)	28, 306	27, 497	25, 784	26, 879	26, 730	28, 156	29, 329
歳刀	、歳出差引 (A)-(B)	1, 224	1, 489	1, 286	1, 380	1, 828	2, 369	1, 409
翌年	E度に繰越すべき財源	93	105	287	251	576	1, 213	322
実質		1, 131	1, 384	999	1, 129	1, 252	1, 156	1, 087

[◇]総務省「地方財政状況調査」より

[◇]歳入・歳出の各項目は、主な項目のみ記載

◇収支の状況(つづき) 【フロー】

Ţ	年度	H24	Н25	Н26	Н27	H28	Н29	Н30
	市税	3, 034	3, 061	3, 084	3, 092	3, 247	3, 334	3, 329
	地方交付税	13, 336	13, 224	13, 120	12, 374	11, 678	11, 102	10, 652
	うち普通交付税	12, 312	12, 290	12, 198	11, 477	10, 819	10, 148	9, 822
歳	一般財源計	17, 195	17, 093	17, 050	16, 630	15, 996	15, 559	15, 126
	国庫支出金	3, 335	2, 742	3, 226	3, 372	3, 335	3, 151	3, 079
_	県支出金	2,007	2, 563	2, 096	2, 201	2, 120	2, 487	2, 695
入	繰入金	110	915, 822	281	336	2, 097	1, 152	2, 170
	市債	4, 572	1, 694	2, 970	2, 369	1, 287	1, 414	1, 509
	うち臨時財政対策債	800	800	800	700	500	604	583
	歳入合計 (A)	29, 523	27, 349	28, 202	27, 124	26, 731	26, 666	26, 884
	人件費	5, 427	5, 314	5, 329	5, 033	4, 895	4, 840	4, 849
	扶助費	3, 676	3, 814	4,074	4, 216	4, 684	4, 454	4, 476
	公債費	4, 300	4,605	3, 902	3, 416	3, 194	3, 054	2, 960
歳	義務的経費	13, 403	13, 733	13, 305	12, 665	12, 773	12, 348	12, 285
	物件費	2, 708	2, 558	2,611	2, 775	2, 941	2, 903	3, 191
出	補助費等	1,660	1, 635	1,704	1,710	1, 748	1,855	1,810
	繰出金	2, 390	3, 216	2, 457	3, 017	2, 498	2, 544	2, 534
	投資的経費	7, 073	3, 488	4, 699	4, 131	2, 972	4, 531	4, 040
	歳出合計 (B)	28, 104	25, 844	26, 612	25, 904	24, 612	24, 941	25, 517
歳刀	\歳出差引 (A)-(B)	1, 419	1, 505	1, 590	1, 220	2, 119	1, 725	1, 367
翌年	F度に繰越すべき財源	375	334	408	122	1, 141	342	341
実質	質収支	1,044	1, 171	1, 182	1, 098	978	1, 383	1, 026

◇残高の状況 【ストック】

	年度項目	Н17	Н18	Н19	Н20	H21	Н22	Н23
市	「債残高(A)	37, 786	36, 868	35, 485	33, 967	31, 677	30, 043	29, 692
	合併特例事業債	586	2, 100	3, 410	4, 442	3, 966	4, 114	5, 382
	過疎対策事業債	8, 868	8, 054	7, 249	6, 412	5, 717	5, 612	5, 143
	臨時財政対策債	5, 242	5, 902	6, 448	6, 904	7, 687	7, 888	8, 317
	その他	23, 090	20, 812	18, 378	16, 209	14, 307	12, 429	10, 850
基	金残高(B)	5, 910	7, 031	8, 960	10, 336	11, 453	12, 873	14, 038
	財政調整基金	1, 445	1, 946	1, 949	1, 955	2, 723	3, 354	4, 258
	減債基金	1, 261	1, 261	1, 264	1, 268	1, 271	1, 789	1, 791
	特定目的基金	3, 204	3, 824	5, 747	7, 113	7, 459	7, 730	7, 989
債	F務残高 (A) - (B)	31, 876	29, 837	26, 525	23, 631	20, 224	17, 170	15, 654

	年度項目	Н24	Н25	Н26	Н27	Н28	Н29	Н30
市	i債残高(A)	30, 353	27, 795	27, 163	26, 380	24, 696	23, 247	21, 954
	合併特例事業債	6, 763	5, 751	5, 930	6, 152	5, 543	4, 976	4, 554
	過疎対策事業債	4, 718	4, 327	3, 988	3, 881	3, 727	3, 626	3, 463
	臨時財政対策債	8, 704	8, 868	9, 156	9, 294	9, 178	9, 143	9, 035
	その他	10, 168	8, 849	8, 089	7, 053	6, 248	5, 502	4, 902
基	金残高(B)	15, 028	15, 518	17, 586	19, 290	19, 359	19, 411	19, 498
	財政調整基金	5, 105	5, 578	6, 170	6, 769	5, 976	6, 173	5, 991
	減債基金	1, 793	1, 795	1, 796	1, 798	1, 803	1, 807	1, 776
	特定目的基金	8, 130	8, 145	9, 620	10, 723	11, 580	11, 431	11, 731
債	ī務残高(A)-(B)	15, 325	12, 277	9, 577	7, 090	5, 337	3, 836	2, 456

[◇]総務省「地方財政状況調査」より

[◇]基金残高は定額運用基金を除いた額を記載

◇財政指標等

項目	平度 人	Н17	H18	Н19	Н20	H21	Н22	Н23
財政力指数		0. 26	0. 27	0. 28	0. 28	0. 28	0. 27	0. 26
経常収支比率	(%)	97. 3	97. 0	97. 4	95. 3	91. 3	88. 8	87. 2
実質公債費比率	(%)	16. 0	14. 7	13. 6	13. 1	12. 6	11. 2	9.8
将来負担比率	(%)			88. 8	76. 2	57.8	33. 7	9. 3

項目	F度 \	H24	Н25	Н26	Н27	Н28	Н29	Н30
財政力指数		0. 26	0. 26	0. 26	0. 26	0. 27	0. 27	0. 27
経常収支比率	(%)	87. 0	86. 0	85. 6	83. 7	85. 7	89. 1	91. 2
実質公債費比率	(%)	8.9	8. 1	7. 0	5. 9	5. 0	4.8	4.8
将来負担比率	(%)	_	_	_	_	_	_	_

◇総務省「地方財政状況調査」より

【 用語解説 】

財政力指数

・・・地方公共団体の財政力の強弱を示す指数で、1に近い(あるいは1を超え る) ほど財政に余裕があるとされています。普通交付税の算定に用いる基 準財政需要額(標準的な行政サービスを行うために必要な支出額)を基準 財政収入額(標準的な状態において見込まれる税収入)で除して得た数値 で、3年間の平均値を用います。

経常収支比率・・・・市税や地方交付税など、毎年経常的に収入される使途の制限のない一般財 源が、人件費や扶助費、公債費(借入金の返済)など毎年固定的に支出さ れる支出にどの程度充てられているかを示す比率で、この比率が高いほど 臨時的な支出に資金を回す余裕に乏しく、財政構造が硬直化していること になります。

実質公債費比率・・・地方債(借入金)の1年間の返済額(フロー)及びこれに準じる経費の額 が、1年間分の標準的な収入に対してどれくらいの割合になるのかを指標 化したもので、3年間の平均値を用います。この比率が18%を超えると 新たな借入れを行うときに国や県の許可が必要となり、25%を超えると 単独事業等の借入れが制限されます。

将来負担比率

・・・一般会計の地方債(借入金)や将来支払っていく可能性のある負担等(上 水道道事業、病院事業、退職手当支給予定額等) の現時点での残高 (スト ック)が、1年間分の標準的な収入に対してどれくらいの割合になるのか を指標化したものです。この比率が350%を超えると財政健全化計画の策定が義務付けられます。

2. 財政の見通し (一般会計)

						千匹	:百万円
項	年度	R元 予算 現額	R2 当初 予算	R3	R 4	R 5	R6
	地 方 税	3, 257	3, 281	3, 369	3, 379	3, 391	3, 370
	地方交付税	10, 297	10, 251	10, 275	10, 224	10, 173	10, 122
	うち普通交付税	9, 497	9, 451	9, 461	9, 414	9, 367	9, 320
415	国 県 支 出 金	6, 996	5, 766	5, 798	5, 496	5, 566	5, 377
歳	地方債	4, 053	5, 566	2, 540	1,640	1, 709	1, 533
	うち臨時財政対策債	422	407	442	380	301	222
入	その他	5, 027	4, 856	3, 657	3, 674	3, 533	3, 488
	特定目的基金繰入金	888	1, 788	1, 103	1, 113	976	934
	地方譲与税・各種交付金	1, 239	1, 269	1, 241	1, 253	1, 253	1, 253
	その他	2, 900	1, 799	1, 313	1, 308	1, 304	1, 301
	歳入合計 (A)	29, 630	29, 720	25, 639	24, 413	24, 372	23, 890
	人 件 費	4, 985	4, 918	4, 817	4, 759	4, 738	4, 694
	扶 助 費	4, 795	4, 868	4, 979	5, 015	4, 944	4, 876
	公 債 費	2, 869	2, 799	3, 095	3, 210	3, 132	3, 029
	投 資 的 経 費	7, 757	7, 981	4, 597	3, 321	3, 525	3, 240
歳	普通建設事業費	6, 745	7, 752	4, 159	2, 883	3, 087	2,802
	災害復旧事業費	1,012	229	438	438	438	438
	物件費	3, 752	4, 081	3, 716	3, 770	3, 774	3, 789
出	維持補修費	495	243	115	115	115	116
	補助費等	1, 984	1,898	1, 919	1, 916	1, 907	1, 904
	繰 出 金	2, 670	2, 560	2, 479	2, 458	2, 437	2, 491
	その他	323	372	219	231	223	223
	歳出合計 (B)	29, 630	29, 720	25, 936	24, 795	24, 795	24, 362
	要調整額(B)-(A)	0	0	297	382	423	472
		U	U	231	502	720	712

^{◇「}R元予算現額」は、補正予算・繰越予算額を含む

^{◇「}R3~R6」の推計額は「中期財政収支の試算」より

年度末	財政調整用基金	7, 994	7, 707	7, 410	7, 028	6, 605	6, 133
基金	特定目的基金	11, 049	9, 486	8, 502	7, 520	6, 675	5, 871
残 高	計	19, 043	17, 193	15, 912	14, 548	13, 280	12, 004

^{◇「}年度末基金残高」は、本指針策定時の推計額

3. 人口の推移

単位:人、%

							于世	:人、%
医分 時点	三重町	清川町	緒方町	朝地町	大野町	千歳町	犬飼町	市合計
H17. 3. 31	18, 141	2, 611	6, 587	3, 460	5, 513	2, 533	4, 433	43, 278
H18. 3. 31	18, 131	2, 542	6, 456	3, 412	5, 374	2, 492	4, 376	42, 783
H19. 3. 31	18, 044	2, 474	6, 342	3, 363	5, 288	2, 469	4, 330	42, 310
H20. 3. 31	17, 864	2, 429	6, 236	3, 297	5, 210	2, 433	4, 268	41, 737
H21. 3. 31	17, 720	2, 414	6, 155	3, 217	5, 101	2, 413	4, 261	41, 281
H22. 3. 31	17, 572	2, 381	6, 092	3, 137	5, 022	2, 360	4, 239	40, 803
H23. 3. 31	17, 500	2, 320	5, 947	3, 071	4, 932	2, 355	4, 210	40, 335
H24. 3. 31	17, 404	2, 292	5, 825	3, 022	4, 840	2, 328	4, 148	39, 859
H25. 3. 31	17, 438	2, 263	5, 697	2, 990	4, 774	2, 317	4, 047	39, 526
H26. 3. 31	17, 307	2, 224	5, 574	2, 929	4, 683	2, 273	3, 967	38, 957
H27. 3. 31	17, 209	2, 162	5, 405	2, 837	4, 580	2, 254	3, 865	38, 312
H28. 3. 31	17, 132	2, 116	5, 299	2, 806	4, 480	2, 197	3, 802	37, 832
H29. 3. 31	17, 044	2,070	5, 154	2, 718	4, 376	2, 170	3, 683	37, 215
H30. 3. 31	16, 815	1, 988	5, 017	2, 623	4, 285	2, 109	3, 616	36, 453
H31. 3. 31	16, 610	1, 937	4, 865	2, 541	4, 157	2, 076	3, 532	35, 718
比 較 (H17.3.31	△ 1,531	△ 674	△ 1,722	△ 919	△ 1,356	△ 457	△ 901	△ 7,560
~H31. 3. 31)								
増減率								
(H17. 3. 31	△ 8.4	△ 25.8	△ 26.1	△ 26.6	△ 24.6	△ 18.0	△ 20.3	△ 17.5
~H31. 3. 31)								

◇市民生活課 住民基本台帳人口により

【人口動態(自然増減と社会増減)】

単位:人

年	出生	死 亡	自然増減	転 入	転 出	社会増減	増減
H17年	261	574	△ 313	1, 354	1, 422	△ 68	△ 381
H18年	296	519	△ 223	1, 165	1, 391	△ 226	△ 449
H19年	271	607	△ 336	1, 191	1, 496	△ 305	△ 641
H20年	279	567	△ 288	1, 143	1, 287	△ 144	△ 432
H21年	237	567	△ 330	1, 111	1, 241	△ 130	△ 460
H22年	253	589	△ 336	1, 062	1, 193	△ 131	△ 467
H23年	234	640	△ 406	1, 086	1, 133	△ 47	△ 453
H24年	244	612	△ 368	1,071	1, 220	△ 149	△ 517
H25年	195	657	△ 462	1, 087	1, 217	△ 130	△ 592
H26年	241	653	△ 412	1,079	1, 200	△ 121	△ 533
H27年	201	687	△ 486	1,096	1, 208	△ 112	△ 598
H28年	222	609	△ 387	1,057	1, 177	△ 120	△ 507
H29年	172	669	△ 497	975	1, 166	△ 191	△ 688
H30年	172		△ 500		1, 220	△ 269	△ 769

^{◇「}年」の期間は、前年の10月1日から同年9月30日まで

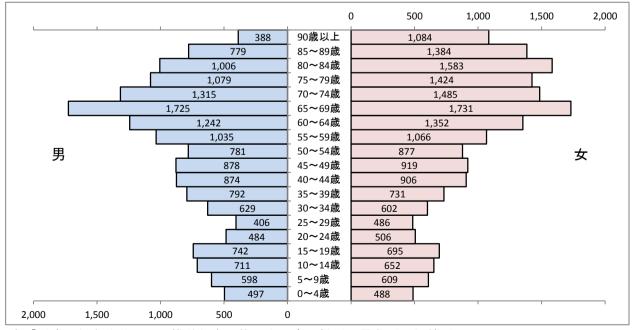
【国勢調査人口】

単位:人

調査年	H12 (2000)	H17 (2005)	H22 (2010)	H27 (2015)
総人口	43, 371	41, 548	39, 452	36, 584

【人口ピラミッド(平成30年10月1日現在)】

単位:人



◇「平成30年大分県の人口推計報告 第21表 市町村別・男女別・年齢別人口」より

^{◇「}大分県の人口推計報告 第1表 市町村の人口動態」より

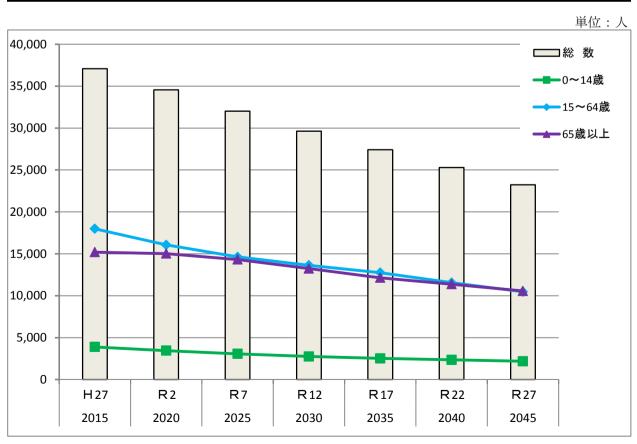
4. 将来推計人口

単位:人

							早位:人
年度	H27	R 2	R7	R 12	R17	R 22	R 27
項目	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045
0~14歳	3, 893	3, 455	3, 074	2, 755	2, 523	2, 352	2, 183
(構成比)	10. 5%	10.0%	9. 6%	9. 3%	9. 2%	9. 3%	9.4%
15~64歳	17, 984	16, 067	14, 635	13, 627	12, 749	11, 559	10, 475
(構成比)	48.5%	46. 5%	45. 7%	46.0%	46. 5%	45. 7%	45. 1%
65歳以上	15, 202	15, 030	14, 315	13, 242	12, 146	11, 381	10, 567
(構成比)	41.0%	43. 5%	44. 7%	44. 7%	44.3%	45. 0%	45. 5%
総数	37, 079	34, 552	32, 024	29, 624	27, 418	25, 292	23, 225
【再掲】	0 999	9 014	0.150	0.065	9 664	7 901	7 027
75歳以上	9, 233	8, 914	9, 159	9, 065	8, 664	7, 891	7, 037
(構成比)	24.9%	25.8%	28.6%	30.6%	31.6%	31.2%	30. 3%

^{◇「}豊後大野市人口ビジョン」より (「国立社会保障・人口問題研究所」推計準拠)

5. 将来推計人口(グラフ)



◇「豊後大野市人口ビジョン」より (「国立社会保障・人口問題研究所」推計準拠)

6. 職員数の推移

【行政職】 単位:人

項目	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
職員数	663	639	611	589	564	547	528	511

項目	H25	H26	H27	H28	H29	Н30	R元
職員数	500	484	471	453	442	439	432

◇市長、副市長、教育長除く

◇病院への出向職員含み、県からの派遣職員除く

合併以降の 削減人数(率) △231 (△34.8%)

【消防職】 単位:人

年度 項目	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
職員数	79	79	85	84	85	86	86	85

項目	H25	H26	H27	H28	H29	Н30	R元
職員数	84	85	85	85	85	85	85

◇消防長除く

◇非常備消防出向職員を含む

合併以降の 削減人数(率) +6 (7.6%)

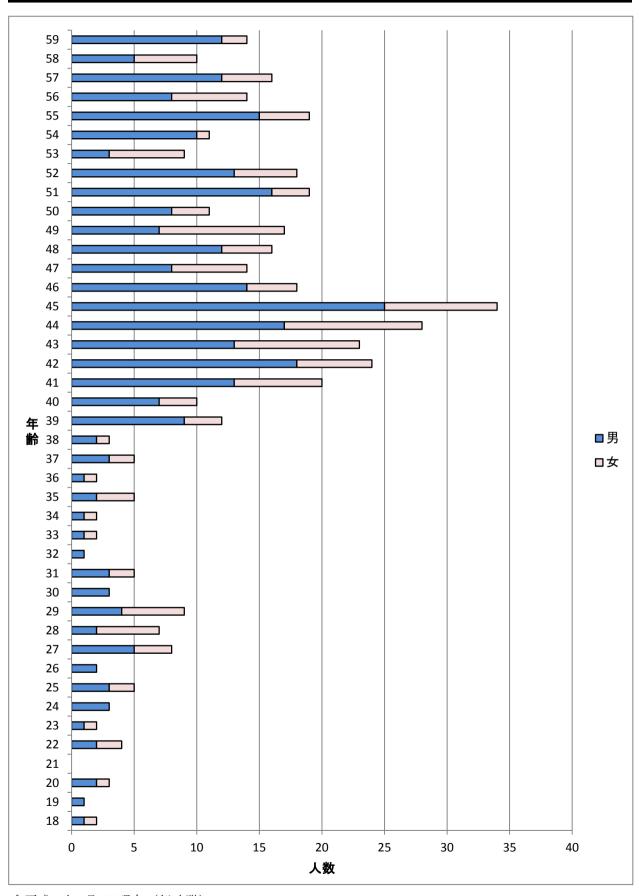
【合計】 単位:人

年度 項目	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
職員数	742	718	696	673	649	633	614	596

項目	H25	H26	H27	H28	H29	Н30	R元
職員数	584	569	556	538	527	524	517

合併以降の 削減人数(率) △225 (△30.3%)

7. 職員の年齢構成



◇平成31年4月1日現在(行政職)

用語解説

索引	用語	解說
あ	RPA	Robotics Process Automation の略で、定型的なパソコン操作をソフトウェ アのロボットにより自動化する技術のこと。
	ICT	Information Communication Technology の略で、情報通信技術のこと。
	ІоТ	Internet of Things の略で、モノのインターネットと呼ばれる。モノがつながり、情報のやり取りをすることで、データ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出す仕組みのこと。
	アウトソーシング	行政コストの削減とサービス水準の向上を図るため、業務の一部または全部 を民間企業などに委託すること。
え	A I	Artificial Intelligence の略で、人工知能のこと。
カゝ	会計年度任用職員制度	地方公務員の臨時・非常勤職員について、適正な任用・勤務条件を確保するために、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が、平成29年5月に公布され、会計年度任用職員制度が令和2年4月から導入される。改正法の主な内容は、以下のとおり。 ○地方公務員法の一部改正 ・特別職非常勤職員を「専門性の高い者等(委員・顧問等)」に限定・臨時的任用職員を「常勤職員(フルタイム)の代替」に限定・一般職非常勤職員の「採用方法・服務規律等の新たな仕組み」を明確化し、労働者性の高い非常勤職員は「会計年度任用職員」として任用 ○地方自治法の一部改正 ・会計年度任用職員について、期末手当の支給が可能となるよう、給付に関する規定を整備
き	行政改革大綱	行政改革を推進していくための基本となる大きな方向性を定めたもの。
	行政改革集中改革 プラン	総務省は平成17年3月に「地方公共団体に行政改革の推進のための新たな指針」を示した。この指針では、地方公共団体に対し、具体的な取組みを集中的に実施するため、事務事業の再編、整理、廃止、統合、民間委託等の推進(指定管理者制度の導入を含む)定員管理の適正化などの項目を中心に、平成17年度を起点として、概ね平成21年度までの取組みを住民にわかりやすく明示した計画を公表するよう求めた。この計画を行政改革集中改革プランという。本市では第3次プラン(H27~R元年度)まで策定。
<	繰上償還	地方債において、償還の期限が到来する前に未償還額の全額または一部を繰 り上げて償還すること。

索引	用語	解說
け	減債基金	市債(借金)の償還(返済)の増加に備えるために設置される基金。公債費 (借金返済)が他の経費を圧迫するような場合には、減債基金を取り崩して公 債費に充当する。
K.J	コンプライアンス (法令遵守)	法令や倫理等に基づく活動を定着させ、社会的な信頼性を確保・向上させること。
さ	債権管理	市税、使用料、負担金、貸付金など市が有する債権は、多くの市民が誠実に納付している一方、支払能力があるにも関わらず納付していない滞納者もおり、収入未済が発生している。こうした滞納については、負担の公平性、公正性を確保するという観点から、市として滞納は許さないという厳正な姿勢で回収を図る必要があり、収入未済の縮減に向けての取組を強化すること。
L	受益者負担	利益を受ける方が特定される公共サービスについて、全てを税金で賄うと、 サービスを受ける者と受けない者との不公平が生じることから、利益を受ける 特定の方に受益の範囲内で、使用料や手数料などを負担していただくこと。
	指定管理者制度	「公の施設」の管理・運営を市が指定する法人などに、包括的にゆだねることができる制度。
	市債	地方公共団体が資金調達のために借入を行い、返済が借り入れた年度だけで終わらないもののことで、いわゆる市の借金のこと。 主な用途として公共・公用施設の建設事業、災害復旧事業などがあり、特例として、地方交付税の一時的な代替財源として発行する臨時財政対策債もある。
そ	総合計画	市の将来像を実現するために、長期的な展望のもと、まちづくりの基本的な 方針を定め、様々な分野にわたる市の事業を総合的かつ計画的に進めていくも ので、本市の最上位の計画である。
5	地方交付税の合併 算定替特例	市町村合併が行われると、スケールメリットにより経費の削減が可能と考えられることから、一般的には合併後の市町村の条件に当てはめて算定した普通交付税の額(一本算定)は減少する。しかし、経費節減は直ちにできるものばかりではないため、一定期間は合併前の市町村が存続した条件で特例的に継続する、不利益緩和措置を目的とした算定方法。
	長寿命化	市の公の施設等は膨大な数であり、今後、老朽化が進行し、改修や大規模な 修繕工事が短期間に集中し、大きな財政負担になることが予測される。これら のことを踏まえ、計画的な修繕、改修計画を策定することで、長期にわたり公 共施設を有効活用すること。
V	PDCAサイクル	Plan(立案、計画)、Do(実施)、Check(検証、評価)、Action(改善、見直し)の頭文字を取ったもので、行政政策にあたって計画から見直しまでを一貫して行い、更にそれを次の計画、事業へ活かす継続的な活動の周期。

豊後大野市行財政改革指針

(令和2年3月策定)

発 行 大分県豊後大野市

編 集 豊後大野市財政課行革推進係

〒879-7198 大分県豊後大野市三重町市場1200 Tel 0974-22-1001 (2422) Fax 0974-22-3361

e-mai d101020@city.bungoono.lg.jp